団体と内部構成員

１．当該行為が団体の目的の範囲内か

百選３４事件　強制加入団体の政治献金と内部構成員の思想の自由一南九州税理士会政治献金事件

民法上の法人は、法令の規定に従い定款又は寄付行為で定められた目的の範囲内において権利を有し、義務を負う（民法 43 条)。この理は、会社についても基本的に妥当するが、会社における目的の範囲内の行為とは、定款に明示された目的自体に限局されるものではなく、その目的を遂行する上に直接又は間接に必要な行為であればすべてこれに包含され、さらには、会社が政党に政治資金を寄付することも、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためにされたものと認められる限りにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為とするに妨げないとされる。

税理士会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員の指導、連絡及び監に関する事務を行うことを目的として、法が、あらかじめ、税理士にその設立を義務付け、その結果設立されたもので、その決議や役員の行為が法令や会則に反したりすることがないように、大蔵大臣の前記のような監督に服する法人である。また、税理士会は、強制加入団体であって、その会員には、実質的には脱退の自由が保障されていない。税理士会は、以上のように、会社とはその法的性格を異にする法人であり、その目的の範囲についても、これを会社のように広範なものと解するならば、法の要請する公的な目的の達成を阻害して法の趣旨を没却する結果となることが明らかである。そして、税理士会が前記のとおり強制加入の団体であり、その会員である税理士に実質的には脱退の自由が保障されていないことからすると、その目的の範囲を判断するに当たっては、会員の思想・信条の自由との関係で、次のような考慮が必要である。税理士会は、法人として、法及び会則所定の方式による多数決原理により決定された団体の意思に基づいて活動し、その構成員である会員は、これに従い協力する義務を負い、その一つとして会則に従って税理士会の経済的基礎を成す会費を納入する義務を負う。しかし、法が税理士会を強制加入の法人としている以上、その構成員である会員には、様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されている。したがって、税理士会が右の方式により決定した意思に基づいてする活動にも、そのために会員に要請される協力義務にも、おのずから限界がある。

✓ 上記判示では、①当該行為が団体の目的の範囲内かと②当該行為が団体の目的の範囲内であるとして、内部構成員に協力を義務付けることができるかという議論が区別されておらず、①の検討という大枠の中で②についても検討するという構成で論じられている。この構成を一段階説という。他方で、①当該行為が団体の目的の範囲内かと

②当該行為が団体の目的の範囲内であるとして、内部構成員に協力を義務付けることができるかという議論を区別し、まず①について検討した上で、①が充足される場合に、次に②について検討するという構成がある。この構成は、群馬司法書士会事件や後述する国労広島地本事件で採用されている。この構成のことを二段階説という。

✓ 一段階説と二段階説については、学説上様々な議論があるが、試験政策上は、深入りする必要はないし、ここで展開すると無駄な悩みを増やすだけであるため、言及しない。当然、答案上も、一段階説と二段階説のどちらが適当かといった論点を取り上げることは有害無益であり、自分の中でどちらか決めてそれに沿って論述すればよい。添削指導の経験上、ほとんどの受験生は二段階説を採用するため、二段階説に依拠して、まず①について検討した上で、①が充足される場合に、次に②について検討するという答案構成をすればよい。

✓ 上記判示では一段階説が前提となっているため、①について検討する中で脱退の自由が保障されていない強制加入団体という団体の性質や思想・良心の自由という権利の性質等が考慮されているが、二段階説を採用するのであれば、これらの要素は、②について検討する中で指摘することになるため、注意が必要である。

百選３４事件　強制加入団体の政治献金と内部構成員の思想の自由―南九州税理士会政治献金事件

特に、政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であるというべきである。なぜなら、政党など規正法上の政治団体は、政治上の主義若しくは施策の推進、特定の公職の候補者の推薦等のため、金員の寄付を含む広範囲な政治活動をすることが当然に予定された政治団体であり（規正法３条等）、これらの団体に金員の寄付をすることは、選挙においてどの政党又はどの候補者を支持するかに密接につながる問題だからである。

✓ 上記判示は思想・良心の自由という権利の性質について論じた部分である。上記判示は一段階説を前提とするものであるため、①当該行為が団体の目的の範囲内かを検討する中で言及されているが、二段階説を採用する場合には、②当該行為が団体の目的の範囲内であるとして、内部構成員に協力を義務付けることができるかを検討する中で言及しなければならないことは前述のとおりである。

２．当該行為が団体の目的の範囲内であるとして、内部構成員に協力を義務付けることができるか

百選１４２事件　労働組合の政治活動と組合費納入義務―国労広島地本事件

このように労働組合の活動の範囲が広く、かつ弾力的であるとしても、そのことか

ら、労働組合がその目的の範囲内においてするすべての活動につき当然かつ一様に組合員に対して統制力を及ぼし、組合員の協力を強制することができるものと速断することはできない。労働組合の活動が組合員の一般的要請にこたえて拡大されるものであり、組合員としてもある程度まではこれを予想して組合に加入するのであるから、組合からの脱退の自由が確保されている限り、たとえ個々の場合に組合の決定した活動に反対の組合員であっても、原則的にはこれに対する協力義務を免れないというべきであるが、労働組合の活動が前記のように多様化するにつれて、組合による統制の範囲も拡大し、組合員が一個の市民又は人間として有する自由や権利と矛盾衝突する場合が増大し、しかも今日の社会的条件のもとでは、組合に加入していることが労働者にとつて重要な利益で、組合脱退の自由も事実上大きな制約を受けていることを考えると、労働組合の活動として許されたものであるというだけで、そのことから直ちにこれに対する組合員の協力義務を無条件で肯定することは、相当でないというべきである。それゆえ、この点に関して格別の立法上の規制が加えられていない場合でも、問題とされている具体的な組合活動の内容・性質、これについて組合員に求められる協力の内容・程度・態様等を比較考量し、多数決原理に基づく組合活動の実効性と組合員個人の基本的利益の調和という観点から、組合の統制力とその反面としての組合員の協力義務の範囲に合理的な限定を加えることが必要である。

- ✓ 上記判示の冒頭部分の「労働組合がその目的の範囲内においてするすべての活動につき当然かつ一様に組合員に対して統制力を及ぼし、組合員の協力を強制することができるものと速断することはできない。」という部分がまさに、当該行為が団体の目的の範囲内に含まれるとしても、内部構成員に協力を義務付けることができない場合があることを示しており、二段階説を採用したことが読み取れるだろう。
- ✓ 上記の判示のとおり、二段階説では、脱退の自由が保障されているか（強制加入団体に該当するか）といった要素は、②当該行為が団体の目的の範囲内であるとして、内部構成員に協力を義務付けることができるかを検討する中で言及することになる。
- ✓ 上記判示は「組合に加入していることが労働者にとって重要な利益」であると評価しとおり、当該団体へ加入することにより内部構成員が享受する利益も②当該行為が団体の目的の範囲内であるとして、内部構成員に協力を義務付けることができるかを検討する中で言及すべき考慮要素としている。
- ✓ 上記判示のとおり、②当該行為が団体の目的の範囲内であるとして、内部構成員に協力を義務付けることができるかを検討する判断枠組みとしては、団体の性質、内部構成員が団体に加入することによって享受する利益、内部構成員の権利の性質、団体の行為の内容・性質、内部構成員に課される制約（協力義務）の内容・程度・態様等を比較較量するというものになるだろう。